

用してある。こういう大きな現実があるのではありません。視察の途中、呉市の管財出張所長の説明によりますと、旧海兵団地区、これにはわが日本の海軍は、一万人の兵員を収容していたのでありますが、その中に英連邦はわずかに六百人の兵員しか収容していません。こういう状態で、全体の七十万坪の使用状況というのは、その一事だけでもおよそ推測できるのであります。さて具体的に警備地区という地区におきまして、税関倉庫という看板が上つておりますが、税関支署長が私に言明したところによりますと、これはまつたの謀略であつて、税関支所の倉庫でも何でもありません。これは英連邦が特にそういう看板をあげて、しかも内部はがらあきというふうなことで、虚偽の表示をいたして、しかも未利用の状態であるという現実、これは私は直接税関の支署長から聞いたのです。その支署長という相手まで出して話をいたしてありますので、荒唐無稽のことを話しているのではない。そういう状況である。また旧軍需部倉庫の大部分は未利用の状態であるということもわれ／＼も実見いたしました。また港灣の最も重要な地域に鉄条網が張つてあつて、利用されていません。しかもその一番重要な部分を何が兵舎みたいなものに使つておつて、港灣本来の使用がなされていません。そういうことをあげていても限りありませんから、省略いたしますが、かくのごとく英連邦は本来の使用の目的に使わないで、一種の濫用をいたしているように思ひます。そこで数字についてお伺いできればけっこうであります。この国連軍が日本の国内の——地域別に

およそのところだけでもけっこうです。が、土地、建物を使用いたしております面積、また施設の場合にはその件数、それが独立直後とその後半年ほどでもないですが、それから二年半たつた今日まで増減の数字はどうなつておりますか、この異動の数字が聞きたいのであります。大休国連軍、ことに英連邦は、一々調査をしようと思つても、内情は何かのカーテンをおろして一向見せてくれない。外務省あたりから、中央から調査に行かれましたも、これを妨害している。このことを一々ここで申し上げれば気が悪くなるような状態でありまから、私は申し述べませんけれども、そういう状態にあるのであります。これは大蔵省側としてもおそろしく認識していらつしやることとは思ひますけれども、一応この国有財産の使用の独立後の状況について御説明を願ひたいと思ひます。

○窪谷説明員 今国連軍が使用しております土地の総面積は約百七十万坪でございます。そのうちの六十万坪が演習場でございます。これは広島県の呉市の付近の原村というところの演習場でございます。それから東京の恵比寿に元の海軍の技術研究所がございまして、これを使つておりました。その面積が約六万坪でございます。この原村の演習場と東京の恵比寿の英海軍のキャンプを除きまして残りは、呉市に集めていたしております。呉は昔から呉の地区と広の地区とにわかれておりますが、呉市に集めていたしておりますわけでありまから、なお建物が一十七万坪ございまして、これも恵比寿のキャンプが約一百万坪ございまして、その差額の十六万坪程度のものが呉及び広地区

に存在をいたしているという状況に相なつております。

なお、平和条約締結後の異動の状況はどうかというお話でございますが、ただいま詳細な資料を手元に持ち合せておりませんけれども、先ほど報告申し上げましたように、ごくわずかのものが、たとえば民有地あるいは民有の建物で、占領中に接収いたしましたものを解除いたしましたものであります。か、国有財産のうちで、たとえば海上保安庁が海上保安大学校に使用するために、施設を返しましたものであります。とか、その他病院の敷地でありますとか、あるいは工場の敷地でありますとかいふふうなものが若干日本側に返還されたのであります。これは大局から見ますと、そう大きな数字にはなつておらないのであります。平和条約締結当時から、大同小異の形で現在まで国連軍に使用せられていたという状況に相なつております。

○宮原委員 ただいまの御答でわかつてありますが、両国の代表が過去一年間折衝されても、ほとんどその実績が上つておらないという結論になつておる。日米合同委員会の実績といへども、民有地は別として、国有財産については、それほど返還の実績が上つておらないというのを推測するにたかたかたないのであります。そこで心配のあまりにお伺いするのであります。が、最近外務省が国連軍に對しまして、施設返還そのほかの折衝を外務省本来の姿でなさうとして努力なさつておるといふことを外務省側からも聞いておるのであります。しかし過去一年間大蔵省が代表として御折衝に相なりました結果、相手方の出方というものが

のいかにも苛烈のために、せつかくの折衝も実績が上らないのですから、外務省が今ここでやつきになつて相手と取組んでみたところで、早急にその成果が上るとはわれ／＼考えられないように思ひます。が、それによつて、大蔵省側としては急いでいられしあしは別として、それについての大蔵省側としての見込みはいかがでありますか。

それから外務省が折衝するのに対して、大蔵省が協力の立場にあるという御説明であります。ただいまの外務省の折衝ぶりを拝見いたしました。みますと、単独交渉のようであつて、從來大蔵省が協力をなさつたものよりも後退なさつておるやうにわれ／＼は見受けらる。であります。が、それではその成果はますます／＼期待できないのであつて、從來の通りでなくともよろしいけれども、大蔵省側はその協力を後退させてはならぬのじやないでしようか。外務省単独交渉といふことになりまから、施設の問題なんかはしろうとがやつてはできないことであらうと思ひます。外務省のしろうとにまかせ、そして大蔵省は後退せられていて、それでたして御職責が済むのであるか、その点をお伺ひいたしたいのであります。それから現段階における折衝といふものがいかに重要であるかといふことについての御認識があるかどうかといふことをお伺ひしたい。そんなことは聞かないでもわかつておるとおつしやるかもしれませんが、やられておる實際は、その御認識があらばこういうやうな投げやりの状態ではなはいはずです。

それで第一に伺ひたいのは、このたびの行政協定の調印というものは、す

で目録に迫つていようであります。が、この調印をどうも非常にお急ぎになつておる。この第十八臨時国会にその批准案を一時かけられようとしてせられたことは明らかな事実です。このくらいまで外務省側では急いでいらしやるし、大蔵省側としてもこれに何らか同調していらつしやるやうであります。が、この調印をなさるといふことになれば、国連軍から言へば調印が目的であつて、施設の提供とか労務の簡便雇用とか、そういうやうなことは目的でも何でもありません。する／＼と行きたいことになれば、結局は合同委員会へ各種の問題を持ち込むことになる。合同委員会へ持ち込むということになります。先ほどの御説明にありますが、ように、日米合同委員会でもすでに試験済みのうちに、ほとんどその成果といふものは上らない。過去一年間大蔵省側が代表として恵比寿のキャンプの代表と御交渉になつたけれども、さらに効果が上らない。同じやうなことが繰返されて、この調印前に、またその調印の際にここに解決をなさらないければ、合同委員会に期待するやうなやうなことは、とてもわれ／＼として不安でならないのであります。ゆえに現段階における折衝に重点を置かれまして、大蔵省側は外務省の単独交渉といふなまぬるいことで満足せず、進んで協力して、そして過去一年間の成果を外務省によつて解決しようと思つて、大蔵省と共同業務として御解決なさる必要があるのではあるまいか、こういう点をお伺ひいたします。

○窪谷説明員 お話まことにございまして、現在の状況におき

まして、大蔵省がこの折衝について後退をしたとか、あるいは手を引いておるとかという状況はまったくございせん。外務省と一緒に折衝いたしておるのであります。私どもの職責をのがれるというふうな気分は毛頭持つておりませんので、できるだけの努力は継続いたして参りたいというふうに考えております。

なお返還の見込みはどうかということでございますが、これは過去の実績から見ますと、なか／＼樂觀は許さなというふうな考えられます。しかし今度は国連の協定の予備的な折衝の外務省の最高責任者と申しますか、事務当局の責任者であります。その方にもこの機会には出てもらひまして、一緒にやることに相なつておりますので、何ほどの改善は見られるのではないかと、いろいろに考えております。具体的には、今日の程度は出て参りますか、今日ではちよつと申し上げる段階には参つておらないのでございます。

なお国連協定と施設の提供の問題でございますが、施設の提供を正式に決定をいたしませんが、やはり協定がございましてから、合同委員会において正式に両国、関係国政府と日本国政府との間に決定をされるのでございまして、国連協定が締結される前にございましては、これはあくまでも準備的な作業にすぎないのであります。もちろんこの準備的な作業の段階におきまして、できるだけ多くのものを返還させる同意をとることはもちろん重要なことでございします。その点につきましては、私どもできるだけの努力は続けて参るといふふうに考えておる次第でございます。

○富原委員 大蔵省にお伺いします。この国連軍に供与せしめる施設を有償にすべきか無償でよろしいか、この問題は、独立後今日までの懸案問題になつておるやうに伺つておるのではありませんが、大蔵省側は、今日の段階においてもなお有償を主張せられておるのであります。どうでありますか。

○窪谷説明員 固有財産を国連軍に使用させます場合に、その対価をとるか、それかという問題でございますが、これは若干の対価をとるべきだといふ考え方もございします。また米軍との均等待遇というふうな考え方もございします。なか／＼決定の困難な問題でございます。この点は外務省とも連絡をとりながら研究をいたしておるというふうな状況でございます。御了承を賜わりたいと思ひます。

○富原委員 この辺で結論的な御質問を申し上げたい。いろいろ質疑応答をいたしておき間に、結論は自然に定まつて来るのであります。この際調印をいたすに急がれるだけでなく、むしろ大蔵省の要請であるところの施設の問題及び労働管理の問題をあわせて実質的な予備交渉の解決をなさつてはどうか。ここが非常に重大な問題であらうと思ふのであります。そうであるならば、あちらは調印が目的なのであるから、調印すればまた例によつてずる／＼べつたりになるのではないかと。日米合同委員会なるものができて、日米合同委員会の面とはともかくとして、固有財産の面においてはほとんど実績があつていないやうな感じを受ける。現に横須賀なんかの例から言

いますと、独立後においてます／＼米軍が施設を、しかも不当に、いろいろしないところを、追浜地区なんか現に十萬坪強を拡大しながら、しかも何にも使わずに放任されて、立ちのきを命ぜられたところの業者というものは非常に困つて、これが怨嗟のまゝとなつておるやうな事実もある。こんなやうなことであります。合同委員会に持ち込んだ結果は必ずしも樂觀を許されないものでありますから、この際事前に十分な御折衝が必要であらうと思ふのであります。幸いに、大蔵省側も後退しないで、外務省と協力してこの問題を依然進めて行こうという御方針のようでありました。それならば、このやうでありますから、この際予備交渉において十分の御進行をお願いしていただきたいのであります。それで、このたの行政協定なるものの成文によつて、かかる事項はただ合同委員会によつて処理するといふ規定が置かれるだけのやうでありますから、その成文には、今日までの予備交渉の問題はもちろん記述せられないであります。しかし、この文書には、今日までの予備交渉の状況を明確かつ詳細に記述しておかれまして、それによつて自動的に成果をあげるやうな御主張でありまして、大蔵省側が当然の御主張でありますから、外務省とともに先方に交渉せられまして、このたびの行政協定の本文は日米行政協定と同じではあるが……

〔発言する者あり〕

○千葉委員長 静粛に願ひます。○富原委員 しかもその付属文書を見るとときには、なるほどりつばなもの

できたと、国会においても十分納得ができるやうに、内容を充実していただきたいと思ひます。大蔵省側は今外務省の方に対して、大蔵省の意見を回答なさる段階が来ており、それによつて大蔵省が回答なされて、その回答によつて外務省と協議なさるというやうなふうになつておるのであります。かくのごとく、大蔵省は回答の条件として、かくのごとき私の申し上げましたやうな点を十二分に、御回答もなされしやうが、御確認の上で御進行あるべきもののやうに、私はただいままでの質疑応答の結果が感ぜられるのであります。これについては実は大臣の御意見も伺いたいのであります。管財局長としての御意見を一応ここで伺つておきたいのであります。

○窪谷説明員 非常に広汎な御質問でございます。私から外交交渉について申し上げるのもいかに存じます。施設等については満足の解決がつかないならば、調印を延ばすか延ばさないかというやうなことにございまして、これは日本政府と関係各国政府との間の問題でありまして、私からとやかく申し上げるべき筋合いの事柄ではないと思ひます。しかしながらその正式調印ができる前にございまして、当然に返還するべきものにつきましては、その交渉を十分にやつて行くべきものであります。これは御承知の通りでございます。今後におきましても、外務省と緊密な連絡をとつて十分に交渉をいたしたいといふふうに考えております。

○千葉委員長 この際理事辞任、補欠選任に関する件についてお諮りいたします。

ただいま理事菅米地英俊君から理事辞任の申出がございましたが、これを許可して、その補欠として黒金泰美君を理事に指名いたしたいと存じますが、この点御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○千葉委員長 御異議ないやうでありますから、黒金泰美君を理事に指名いたします。

○千葉委員長 質疑はさらに続行いたします。福田繁芳君。

○福田委員 管財局長が来られてから、この際ちよつと伺いたい。先般の委員会、たしか大蔵當局から、例の戦争中接収したところのダイヤモンド及び貴金屬、これを民間に返還するところの立法化をいたしつたところの立法化をいつたのであります。それが、事後のいかにやうなつておられるか、もう今国会はきよんで終りてありますが、来国会でも御上程されるころの御意思があるかないか、簡単に伺つておきたい。

○窪谷説明員 先般当委員会におきまして、若干の経過の御報告を申し上げたのであります。その際にも申し上げましたやうに、通常国会には御提案と申します。御立法をお願いいたしたいといふふうに考えておりました。目下研究中と申します。立案の準備をいたしておきます。通常国会には御報告をいたすものと、議員立法にするのが適當ではないかといふやうな御意見もございします。その辺はなお打合せをいたした上で決定をいたしたいと思ひますが、内容につきまして

は、私どもとしても当然研究をし、また立案をいたすべきものと考へております。その準備をいたしております。

○福田(繁)委員 管財局長の御答弁は了とするのでありますが、私も実は所管の委員諸君から大休何つておりますので、相なるべく早く御上程される方がすべてのためにいいと思ひますので、重ねてそれを強く要請申し上げておきます。

○柴田委員 管財局長に伺いますが、第十六国会におきまして、国有財産の問題で一つの大きな問題をとりあげて、大蔵当局にもそのことを申し上げておつたのでありますが、一つの事例をいたしまして、ニューエンバイヤモーター株式会社の土地について現在どのような処置をとつておられるか。あの問題は御承知と思ひますが、決算委員会におきまして返還を決定したはずであります。そして大蔵当局が、国有財産の確保のためにあの物件を取りのかせる、こういう確約を決算委員会においてやつておつたのであります。が、その後の経過を承りたいと思ひます。

○窪谷説明員 ただいまちよつと関係の資料を持つて参りませんでしたので、日付の点はあるいは間違ひがあるかも知れませんが、その後の経過を御報告申し上げます。

第十六国会におきまして、衆参両院の決算委員会におきまして、あの土地は政府で取返して、元の公園にするのが通等だという御決議がございまして、それから大蔵省におきまして、さつそく会社側に、すでに期限も切れておるし、無契約状態にあるから、早く建物

を取りのけて返すようにとの申入れをいたしたのであります。当初は口頭でもつて申入れしたのであります。が、ややたちまして正式の文書で、しかも期限を十月三十一日と切りまして、内容証明でもつて申入れをいたしたのであります。ところがこれに對して、会社側からは、自分は正當な権限に基いて使用しておるのだというのを申しますと、さらにこれで明け渡しして返さなければならぬということになれば、会社は破産をし、従業員及びその家族を含めて千四、五百名の者が路頭に迷うから、何とかして協議をしようとするか、そういうふうな協議をしても、いまだという政府に対する申請があり、その意思がどうも見えないのであります。そういうことでございまして、この上は訴訟によつて解決をはかる以外にはないというふうに判断をいたしまして、十月三十一日の期限前ではございまして、十月十五日に法務省の方に訴訟提起の依頼をいたしております。ごく最近になりまして、やはり会社側から同様の趣旨の申請がありました。それは継続使用であるか、あるいは私下げの措置をとつてもらえないものであらうかという意味のものであります。が、これに對しましては、政府側といたしましては、そういうことはできないというところで回答をいたしております。目下法務省におきまして、訴訟提起の準備をいたしておるような状況でございます。

○柴田委員 大体の様子はわかつたのであります。ただ私どもは、国有財産を確保する上におきまして、ああい

うことは一つのケースとして取上げた問題であります。が、こういうような問題は、全国的にもまだたくさんあると私も考へております。大蔵当局が国有財産を管理されておつて、もしもこういう問題がほかにもあり、いたしなすならば、これは非常に不幸なことである。この年末を控えて、国民大衆の血税をいかにしておるか、きのうも大きな問題としてわれ／＼論議して来

ました。そういう反面、りつぱな財産を持つていながら、不当な貸付をやつてそのまま放任しておく、これは非常に遺憾な問題が起きて参ると思ひのであります。ことにニューエンバイヤの問題は、今の御説明でもわかりませんが、これはまったく大蔵省がやつた行為でなかつた。ただ大蔵省が知らないでおる間に、東京都が小公園として借りておつて、それを大蔵省には相談せず、しかも莫大な寄付金をつとめて、一當利会社にまつた不都合な安い価格で貸付を契約しておつた。しかもその貸付の契約はとうに期間が切れておつた、こういう問題であつたのであります。が、こういう問題はほかにもございまして、東京市内にも公園の中にりつぱな料亭ができておるのを見受けておるのであります。が、これに似通つた問題がまだありとするならば、お知りの範囲で承りたいと思ひます。

○窪谷説明員 ほかの事例がどうかというお話であります。が、ちよつと私今記憶がございせんませんが、そういう事柄がございせんことはきわめて不都合なことでありまして、それ／＼のところで監査を今いたしております。それで當時の契約条件なり、あるいはま

た無契約の状態において使用されておるといふようなものがありますれば、早急に適宜の処置を講ずべきものであるといふに於いて、各関係の職員において努力をいたしておる状況でございます。が、ただいま具体的な事例については、私ちよつと記憶がございせんので、申し上げかねる次第でございます。

○柴田委員 一つの例をとつて申し上げますが、たとえは元のドイツ大使館の場所が、ある団体——私どもが聞いておる範囲では、砂防協会という団体に不當に安く私下げをやつておる、こういう問題を聞いておりますが、こういう事実がございせんか。

○窪谷説明員 ドイツ大使館の跡地を砂防協会に不當に安く払い下げたおるといふ事実は、私今承知をいたしませんでした。調査をいたしまして御報告申し上げます。

○佐藤(親)委員 管財局長にお伺いするのですが、前の管財局長の時代にいろいろの問題があつて、たとえば枚方の問題がありまして、私たちも委員として実地調査して参りますと、そこに非常に手落ちがあり、あたふたの財産がみつ／＼と失われて行く姿を見て慄然としたわけですが、そこで一番感じますことは御承知のように現在ああい

う枚方のような大きなところで、わずかに十数人の人間が監視をしていて、いふやうなことにみじめな姿でございすから、いくらあれを監査しようといつても、あれ以上の方法はないだらう。いくら監査されてもやむを得ないじやないかといふやうな感を深くしたのであります。が、今度管財局長がかわられて、ああいふものを保管するための

予算をよけいとられたかどうか、今度の二十九年度の予算の中にそういうものを織り込んでやる意思があるかどうか、その一点からまずお伺ひしたいと思ひます。

○窪谷説明員 国有財産の残つております施設の補修、監視の要員が少いのではないかとこの例をいたしまして、枚方をあげてのお話でございます。と、まことにございせんと思ひますが、片方また政府の職員を減らせといふやうなお話もございまして、二十九年度におきましては、少くとも現状維持をしてもいいといふこと

で、予算の要求をいたしておるのであります。が、増員というところまで行きかねたという状況でございます。なお施設が若干つ処分されて参りますので、そこから若干の人間が浮いて参るわけでありまして、それらを集中的に重要な施設に充當して参るといふことは、ぜひやつて参りたいといふふうに考へております。

○佐藤(親)委員 それは一般的な役所のしやくし定規でありまして、みすみすと国有財産が雨ざらしになつておるといふことと、そういうものが売れば、やはり国の財産がふえるわけでございます。まして、そういう点で、何でも節約するからといつて、国の損を防ぐために金をならば、私は請求する必要があると思ひます。それで、そういうやうなしやくし定規じやなくて、管財局長が今度就任されたのでありますから、ひとつ責任を持つてやつて、地方の財務局を通じて、それ／＼について、慎重にやつていただきたい、こういうことを第一に思ひたいのであります。

それから最近、愛知県の豊川工場の

ツブ・ダウンするために解除をいたし
ましたのが六万六千台、これは機械と
は申しまでもこれた機械でありま
して、機械という名には値しないもの

であります。それからさらに中間賠償といたしまして、国民政府でありますとか、オランダ、フィリピン等に持つて参りましたのが四万四千台でございます。従いまして、講和条約が効力いたしましたときに残存しておりましたのが二十五万二千五百台ということに相なっております。なお二十七年年度中に機械として処分いたしましたのが約二万八千九百台、従つて今年度中に残存をいたしておりましたのが二十二万三千六百台ということに相なっております。このうちでそれ／＼利用をいたしておりましたものと、利用をしないで集積をいたしておるものとがございまして、駐留軍の用に供してありますものが一万五千九百台、それから貸付契約をいたしまして、貸付料をとつて使用をいたしておりますものが四万三千台でございます。それからなおそのほかに、現在貸付ないしは売却の申請中のものが一万九千六百台でございます。

それから各省関係でございますが、これは主として文部省の関係その他の学校が多いのでございますが、それらで使つておりました、政府といたしましては所管がえをいたすべきものが一万七千台程度でございます。それからそのほかに中小企業の交換機械といたしまして留保をいたしておるものが四万七千八百台、約五万台弱のものがございまして、それからそのほかに、たとえば四日市でございますとかいうふうに、施設と一体として処理することを適當といたすもの、すなわち機械をとりはずして機械だけ持つて行くというふうな処分の仕方が適當でないと思はれるものが三万一千八百台程度でございます。

て、それを二十二万三千六百台ということの年度当初にありましたものから差し引きますと、五万四千八百台というものが残存するのでございます。この中にはある程度スクラップ化する以外には処理の方法がないだろうと見込まれるものがございまして、それで第一次補正予算の財源といたしまして、このうち約二割五分程度は大體的にスクラップ化し得る数量であるという推定をいたしまして、一万三千台程度のものはスクラップ化する以外には利用の道はない、どうも厳密に見ますと、もう少しあるいはあるのかとも思われますけれども、何分にもまだ調査がそう厳密にできておりませんので、その程度に申し上げたわけでございまして、なお国有機械を全部スクラップ化してしまつたらどうかというふうな誤解をされるような書類というものが、製鉄会社の三社から製鉄原料としてスクラップ化して扱下げをしてもらへぬかという申請が実は私の方にも参つております。これはよく聞いてみますと、若干誤解があつたようであります。その数量として二十五万二千台という数字をあげておるのでありますが、たまたまこれが私どもが見ております講和条約発効のときに存在しておる数量でありまして、この数字とどうもよく似通つておるので、これを全部スクラップ化してしまふというのはいささかちやな話ではないかという話をいたしておるのであります。これを全部スクラップ化するといふようなことはとらうてい考えられない。スクラップ化する以外に処置の方法のないものはやむを得ないけれども、いさしくも機械として使えるものは機械として使ふこと

が適當であるといふふうなことから、一応申請は出て参りましたけれども、それに対しては、私どもは別に何らの措置を講ずる考えは持つておりません。ただ現在スクラップ化し得るものもあることはあるものであります。また、厳密な調査ができておりましたために、やや大事をとりまして、今列挙をいたしましたような特殊の用途に供せられておるものを除きました残りの約二割五分程度、一万三千台でありますから、現在の国有機械の五割程度のものではあります。この程度はスクラップ化し得るであらうということから、第一次補正予算の財源に充當いたしますことをいたしたような状況でございます。全部スクラップ化してしまふといふような考えは頭頭持っております。

それからの機械の扱下げ値段が高過ぎるというお話でございまして、実は私どももいろいろその話を聞かされておるのであります。また片一方どうも安過ぎるというふうな御非難も承つたりいたしました。一体どの辺が真相であるか。ことに会計検査院方面からはむしろ安いではないかというふうなお話もあるようでございまして。それらを勘案いたしますと、まず私どもが現在やつておるような値段が適正ではなからうかというのを実は考えておるような次第であります。大體概要の御報告を申し上げる次第であります。

○福田(兼)委員 実は局長御承知でもございまして、が、当議院の内部に、われ／＼議員連中で工作機械議員連盟というものを持つておる。そういうふうな資料も十分集めて、これに対しては私も、多少の意見を持つておる。しかし本日は、これはもう最終でございますから、明けてから、来議院にゆつくりとひとつ管財局長と公的の場面でいろいろ御意見を伺ひ、またわれわれの意見も御参考申し上げる。それがひいては、衆議院内部にあるところの工作機械議員連盟の何らかの御参考になりはしないかと思ひますので、どうぞその処分だけは慎重にしまして、お話しの中、相対詳細にわかりましたのが、結論として、まだあの五万台ほどの機械の中で、約五分の一割ぐらゐのスクラップ化するところの余裕があるという御せでございまして、劈頭に大體五万台というものはスクラップとして見ておる。このスクラップということも、われわれ専門家から見れば、こんな上等なスクラップはない。いかえればもつたいない。その時分に約三万五千台から四万台をスクラップ化しておるのだから、もうあとはそうスクラップとして安く踏むようなものはあまりないように私たちは見ておるのです。いずれ先ほど申し上げました衆議院に詳細に申し上げたいと思ひますが、なおできますならば、それまで慎重に処分することに對しては御考慮してもらふことにして、せめて管財局の所管で今なお残つております、今のお言葉で御せられた以外の資料もわれわれの方に配付していただくと、御協力する意味合いにおいて非常にいいのではないかと思ひます。同僚議員からも資料の要求がありますから、あわせて希望を附加して申し上げます。

○春日委員 ただいま管財局長の扱下げ価格に關しまして、一説には高過ぎるという非難もあり、また低過ぎるという非難もいろいろあるかと仰せられておりますが、私これに關連してお伺ひしたいのは、やはりその国有機械の扱下げにあつたつての評価基準となるものは、たとえば昨年行われました中小企業向けの例の交換機械、こういうような政策的意圖に基いて扱下げられるものは、これはやはりおのずから政策価格といふことになつて来るのであります。もしやうし、当時御当局の御答弁によりますと、できるだけ古い機械と新しい機械とがべ／＼行けるように、すなわち中小企業者がその新しい機械を買ふことによつて、大きな金を支払わなくても自分の工場合理化がはかれるようにと、こういうふうな意圖に基いて価格が査定されたと思ひるのでございまして、そういうふうな場合は、価格ができるだけ安いに越したことはない。それは結局中小企業対策として考へられる問題でありますから、そういうふうな期待をいたしておるわけでありまして。それからまた他のいろいろとコマシヤール・スケールによつて扱下げを申請されたものに対しては、これまた当然コマシヤール・ベースで評価されてしかるべきであらうと思ひるのであります。これは一概に高過ぎる、安過ぎるという一律の考え方によつて、その評価がされるべき性質のものではないように私は考へておるわけでありまして。

そこで私第一番にお伺ひしたいことは、昨年の例の中小企業向けの交換機械、これはこの四万台を対象にして、一体どの程度の本年度における歳入が見込まれておるか。これは国会が

了解をいたしておりますところは、そういうような交換機械の処分によつて歳入は全然期待しない、こういうぐあいに考へておりましたが、しかし先般大蔵委員会の国政調査で、地方の財務局をまわつていろいろと実情をお伺ひいたしましたところ、中にはこれは相当の差益金というものをそこに見込んでおられるということでありますが、その後大休日にも過ぎまして、全国的な集計もほぼまとまつたかと思ひますが、現段階においてはどのような状況になつておるか、この一点についてお伺ひしたいと思ひます。

○窪谷説明員 約四万七千台程度のものを、中小企業向けに適する機械であるかといふことで留保をいたしたものであります。このうち、実際に交換される見込みのものは、実はまだはつきりした調べができておらないのであります。大抵一万二千台程度に上るのではなからうかという推定をいたしております。そのうちで、今年の九月までに現実に契約の済んだものであります。その数字ははつきりいたしておりますので、御報告を申し上げますと、交換によりまして相手方の所有になつた機械、すなわち国から交換に出した機械、これが三千六百台、それから交換によつて国有になつた機械、すなわち中小企業者の方からその交換物件として国に提供した機械が四千五百七十九台に相なつております。交換の差金として出て参りましたのが一億六千万円程度でございます。これは別に歳入を上げるという意識的な意図があつたのではないのであります。当初この交換に出していただく機械の量を相当多くすることによつて、金

を少くすることができるとはなからうかといふふうなことも考へられたのであります。九月までの分についてみますと、国から交換に出したのが三千六百台、交換で国の所有になりましたのが四千五百台でございます。約千台程度交換に出した方が多いのであります。ところが機械の実質から見ますと、交換差金なしにやるために、もつと古い機械が出て参らなければならぬバランスがとれないといふうなことから、その差額を金額で決済することに相なつておりました。そういう数字が出て参つておるのであります。その後まだ全体的な調査はまとまつておりませんが、国有機械を受取られました中小企業者の方では、非常に喜んでおられるように考へておる次第であります。

○春日委員 よくわかりました。しかし問題は、結局政府の手持ちの機械を高く評価しないといふわれ／＼のかねがねの要望事項は、現場においてはその通り行われなかつた。その結果が千台も余分に於いて、一億何千万円もの負担をしなければならぬという形になつて現われておるのでございます。やはり国会の意思というものは、それに対して当局がその都度御答弁なさつていらつしやるのでありますから、その方針通りを末端に浸透さしていただくのなれば、非常に困ります。あなたば計画的にそういう高い評価をしたわけではないと言われておりますが、その当時の速記録をお読みになればわかりますように、愛知大蔵事務次官の答弁も、できるだけパーになつて、現金負担のないように努力したい。またその差金は、できるだけ古い

機械でというようなお話もありました。が、現実に中小企業者が一台の機械のために三台、五台という機械をとりはずして、交換に出すということはできません。一つの機械も余分なものがあつたわけがございせん。従つてその機械と大抵同性能の機械という形になつて参るわけでありまして、従つてこれはもうスクラップ同様のものがたゞの機械を新しい機械にかへる場合は、当然相当の差金が出るのは常識なんです。しかし中小企業の合理化、生産の合理化、こういう考へ方から、せつかく中小企業向けにそういう機械を出すという国策が決定したのでありますから、やはり商業的な評価によつてそういう差金を見ようといふうなことでなくして、できるだけ安い評価、それから相手方から出る機械の高い評価といふところ、そこをパーとするような技術はやはりあり得るわけなんです。それを強く主張しておりましたが、依然としてあなたの方は、とれるものはとるにしかずといふうなことで、一億何千万円の差金を見る結果になつております。このことは非常に遺憾であります。ただいまの問題につきましても、なお今後の処理を通じて、未決のものについては、できるだけ今まで国会において質疑応答が行われた趣旨を十分末端に浸透させていたさしまして、中小企業者の負担が加重しないように御配慮をお願いしたいと思います。

それからこの国有財産の管理、処分であります。これはただいまも同僚委員からお話がありました通り、国民のいけにえによるものであつて、大きな関心事でございます。そこで伺ひたいいたしますが、これらの軍工廠そ

の他を中心とする施設並びに機械を経済化、生産化することが、もう少し率行的に行われなければならぬと思ふのであります。ところがこれをばばんでおるものは何であるかといふことをいろいろ考へてみますと、いろいろありましようが、第一一番に考へられることは、終戦後のどさくさにまぎれて、あるいはその後いろいろな一部の策動によつて、そういう国有財産の貸与の契約をしておられるものがあつた。ところがそれらの諸君が、その事業計画をその後実施してない。借りる契約は締結しておるのに、権利は持つておるけれども、その後二年も三年もたつても、現実にはその事業がまだ着手されてはいない。従つて、そういう契約を国が行つておるのだから、第三者を対象にして新しい競争をすることができないといふので、そういうような国有財産が現実には経済化されることがはばまれておる。そういう事例が非常に多いと思ひます。さらにたゞいま佐藤君のお話がありまして、鷹来工廠なんか、私どもの調べたところによりますと、わずかに百名に満たない学生——これを名城大学の農科に活用するといふことで借り受けられた様子であります。しかし何万坪というような借受地を五十名か百名程度の学生によつて専有されて、その後それが大きく拡充されるという見通しも立つていない様子であります。国民の血税によつて現在こういう状況がもたらされておるの、いろいろの国有財産と機械設備の生産化といふことについては、これはだれが見ても国家的見地から、なるほどとなつて見受けられるのであります。それらにつきましても、今お話でございます

えるなり、あるいはこれが売却されるなりしなければならぬと思ひます。それで申請をして貸与する貸与の契約は国と締結しておるけれども、しかしまだ現実に事業を何も始めていない、そういう状態がすでに相当長期にわたつて持続しておるといううな借受け主に対しては、一応契約を解除される意思はないか、さらにはまたたいてい、そういう大膽な敷地を借り受けておつて、実際にはそのごく一小部分しか利用していない、活用していないような財産、物件については、これを必要な範囲にとどめて、この遊休の場面に就いてはこれを国家へ回収する、そういうふうなものを白紙の上に立つて適切な人々にこれを新しく貸し与えて、全体的な立場においての生産化、経済化をはかる、こういううな方向へ管理運営を持つて行くのでなければ、運動した者が一応権利をとつておいて、その権利を売り歩くといふような、そういうばかげた醜行が現在行われておる、こういううな事態に対して、管財局長はどういう対策をお考へになつておるか、これをひとつお伺ひしたいと思ひます。

○窪谷説明員 当初契約をいたしましたときの事業計画が、その後の状況の変化その他によつてうまく事業が動いていない、あるいはまた相当学生を入れる見込みであつたのが、実際問題として集まらないといふうなことから、現在不必要に大きな面積を借り受けておる者があるのではないかと伺ひますが、私どもが見ましても、そういうものが若干あるように見受けられるのであります。それらにつきましても、今お話でございます

たような方向に沿つて措置をいたして参りたいということと考えておる次第であります。

○春日委員 名古屋市内に千種工廠と云ふのがありまして、現在六万有余坪が都市に、やはり荒廢のままに捨てられております。この土地に対して、今までやはり県市等においていろいろの事業の計画が行われておりますが、現実に行き詰まつておりましたので、何らかの会社が政府との間に貸与の契約をとりかわし、すでに許可を得ておるとかいうことで、何か優先権というやうなものがあつて、他の者に対してはそういうものについて新しく契約を取結ぶことがはばまれておるやうであります。これはもうすでに八箇年間荒れ果ててそのままになっております。少くともあの大きな生産設備が、しかも名古屋のまんな中においてそういう状態に放置されておるといふことは、これは結局その管理の方式がそういう結果をもたらしてあるのであります。十分ひつと御検討を願わなければならぬと思つてあります。これはいろいろ汽車会社の計画等もあつたやうであります。現実ではそういうこともできない。その後何かの事業計画で、何がしかに貸し与えられるやうな方針をたどつておるやうでありますけれども、現実には資金計画その他いろいろの面において、それも見通しの確立はいたしてないやうにわれ／＼は仄聞いたしております。従つてどうかこういうやうな遊休施設については、ほんとうにその申請者に経済能力があるかどうか、さらにまたその事業が全体的立場において、どういふ内容と性格を持つものであるかといふことを十分御

検討の上／＼と処理をされるのでなければ、結局はこういうやうに入箇年におつても荒廢のままに打捨てられておるといふ醜態をさらす結果になるわけでありまして、どうか十分御注意を願ひまして、ただいま申し上げましたやうに、必要を越えた分に對しては國家が回収するとか、すでに許可をとつておるといふても、事業に着手をしていない者はこれを取消すとか、そして広く経済化のためにそういう事業者を募る、こういうふうな積極的なことへの強力な措置を講ぜられたいと強く要望いたしまして、私の質問を終ります。

○澤谷説明員 今春日委員からのお話、まことに同感でございます。私もでき得る限り、その線に沿つて努力をいたして参りたいといふふうに考えます。

○千葉委員長 この際中小企業年末金融並びに年末徴税に關しまして御協議を願ひたいことがございます。それは、年末を控えての中小企業に對する金融状況並びに徴税状況にかんがみまして、本委員会としてもこれが対策を講じて来た次第であります。委員長といたしましては、この際決議として次の決議案を決定し、政府当局の善処方を要望してはどうかと存じております。

まず決議案文を朗讀いたします。

中小企業年末金融並びに年末徴税に關する決議案

本委員会は、政府に對し次の事項について善処されることを要望する。

一、最近の不渡手形發生の状況は極めて憂慮すべき事態にあり、インフレの抑制は刻下の急務と認めるが、急激なる金融引締政策に因る資金潤滑の現状をこのまま放置するときは、多数の中小企業者が倒産を余儀なくされることは必至と懸念される。

よつて政府は、年内に期限の到来する指定預金の引揚を延期し、更に必要に應じ新規預託を行われたい。

二、最近の中小企業の経営の実情にかんがみ、年末に際し徴税が強行されるときは、中小企業に對する諸般の施策の効果を抹殺し、不測の混乱を起すおそれがある。

よつて政府は、年末徴税に當つては、苛酷に亘らぬ様特に慎重を期せられたい。

右決議する。

ただいま朗讀いたしました決議案を、本委員会の決議として政府当局に送付し、その善処方を要望するに御異議ございませんか。

○千葉委員長 御異議ないやうでありますから、さよう決定いたします。

○福田委員 ただいまの委員長の御發言に私は反對するのじやないのではありませんが、それに関連して委員長にお尋ねしたい。いづれこの国会の最終には、本委員会として大体それに似通つた決議をせなければならぬまいと思つておつた。それがために、今国会の開会の日は大蔵当局、なかならず銀行局に對して私は資料を請求したはずなんです。井上君の質問に関連して大蔵当局、ことに銀行局と監督金融機関との人事問題の資料を請求した。

この資料に関連して銀行局長並びに大蔵當局に、私は多少年末金融に關連してこういう声もあるといふところの實際を論じようと思つて資料を要求した。それが一週間もたつて、ことにきやうで終るのでございませう。それなのに資料も出て来なくてさういふ決議を持つて来られることはどうかと思ふ。今後ひとつ委員長は、われ／＼が資料を請求するのは、だてや道楽で請求するのじやないから、よくお考えくださつて、事務當局を鞭撻して、遠慮なく大蔵當局からそれを提出されるやうに十分注意してもらいたい。これだけのことを委員長に申し上げておいて、私は賛成いたします。

○千葉委員長 福田委員の發言、まことにごもつともと思ひます。委員長の前にございませうといふからいいます。

○千葉委員長 次に、本日の日程の租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。黒金君。

○黒金委員 ただいま參議院から送付になつております租税特別措置法の一部改正につきまして、二、三の点をお尋ねいたします。

この夏の国会におきまして、租税特別措置法の改正案が通りまして、その結果輸出業者、あるいは輸出製品の製造業者、これらに對する租税の軽減措置が行われましたことは、非常に御同慶に存ずる次第であります。その後、その実行状況におきまして、たとえば製造業者に對しましては、ことに内国において需要のある商品と同時に、輸出製品をつくつておる業者に對しましては、いかなる課税方法をしていらつしやるか。輸出製品だけにつきまして原

価計算をし、あるいはまた輸出部門と内需部門とをわけて、おの／＼の生産品をこらんなつて、間接経費を考へるといふやうな方法によつてその利益計算をし、これについて租税の軽減をしていらつしやるのか、あるいはまた全体の利益を売上高その他によつて按分して、これを計算していらつしやるのか、さういふ実行方法につきまして、御方針といひますか、實際にやつていらつしやることを承りたいのであります。

○渡邊政府委員 結局その問題は、輸出にかかる所得の二分の一云々といふあの規定に結びついてのお話だと思ひますが、いろいろ検討してみましたが、実行問題といひまして、輸出の分に關しての所得といふものをこまかく計算するといふことは、実はほとんど不可能のやうであります。従ひまして、非常に便宜な方法だとおしかりをこらぬかもしれませんが、現在やつておりますやり方は、通商當局ともいろいろ相談いたしまして、収入金按分といひますか、利益全体を収入金按分とする、これはある意味から申しまして、現在実情からいふと、課税の方からは割合に甘目の感を受けるのじやないかと思ひますが、一応収入金按分によりまして措置をする。非常にこまかい計算をしていただきまして、このために業者の方にあまり手数をかけるといふことは、あの法律の趣旨からいひかたであらうか、こういうやうな感覚から、一口に申しますれば、今あなたがあの方でおつしやいました収入金按分の方法で行かうといふ考え方で現在進んでおります。

○黒金委員 ただいまの御答弁により

まして、非常に手間が省け、かつ輸出市場の競争が非常に有利なものであるから、身銀を切つてまで輸出に邁進しておる現状から見まして、非常に適切な御措置をおとりになつておるよう存する次第でございます。

さて次に伺いたいことは、輸出製品を製造しております者におきまして、実はいろいろの部分品をよそから買つて来る、極端な場合には、それを組み立てて輸出をする輸出製品の価格の面から申しまして、むしろ下請の方にその価格が相当大きく片寄つておるといふような製品も多いかと思ひます。こういう場合におきまして、實際輸出製品を製造しております者しかこの軽減の規定の恩恵が受けられないのか、あるいはまたさかのぼつてまで受けられるものでありましようか、こういう点につきまして御所見を伺いたいと思ひます。

○逓邊政府委員 今の点につきましては、あの規定が国会側の御修正で入りますときにございまして、実は相當の御議論があつたわけでありまして、率直に言いますと、現在扱つておりますのは、そういう部分品を他から入れまして、それを組み立てて、製造の最終段階を経て完成品として輸出業者に売却するといふ方に、一応ああいう恩恵が行くような措置でやつております。法律もそうできておるとわれ／＼は考へて措置しております。そこで実はその点に議論があるわけでありまして、参議院の方でも、実はあの法案を審議した機会にいろいろ御議論がございまして、特に纖維関係の染色加工とか、そういう問題におきましては、染色の加工の段階というものは非常に重要で

ある、従つてその分は染色加工の方に恩恵が行くようにし、そのかわりに、メーカーの方の恩恵はそれだけ制限してもよいのじやないかという御議論もあつたわけでありまして、考え方といたしましては、結局最終製品をつくる人の段階において、まあ一番輸出というものの對する関心も多いだろう、二次メーカーといひますか、加工段階とか、そういう段階におきましては、内地向けか輸出だかよくわからな

い、やはり製品の方で云々といふことで現行法ができておるわけでありまして、しかし事務によりましては、いやもう初めから輸出のものについての染色加工は特別扱いにしておるのだといふことで、参議院の方ではいろいろ御議論がございまして、この経過を多少ごひろうさせていただくことをお許し願ひますれば、一つは課税技術的に見まして、あまり部分品のようなものには入らず、実行的にもむしろ加工のようならば相當可能じやないか、また需要の面から見ても、染色加工の方は他の部分品と違つて、初めから輸出に向くであらうといふことがわかつてゐる、こういうものには考へたらどうだろう、そういうようなお話がありまして、いろいろ／＼とわけては、一応の意見はありますが、それも一つの考へ方ではしうが、こういうような話になりまして、結局結論的には、今のところは部分品の方には、やらぬ、こういうふうになつております。

○黒金委員 ただいまのお話でかなりわかつて参りましたが、實際問題としてはいかがでございますか。何かもしてもして調整をとつておるものなのでしうか、一般的な場合におきまして……

○逓邊政府委員 その辺の關係につきまして、多少まだわれ／＼の方も始めたばかりで、まあ半年ほどになりまして、調査がほんとうによく行き届いておりません。どの程度下請の方がこれによつてめんどろを見てもらつてゐるか、その當時の話としましては、相當輸出品といふようなことがはつきりすれば、製造業者の方にそれだけ恩恵が行くのだから、下請の方もある程度めんどろを見てやつてもいいじやないだらうか、われ／＼はそう思つておりましたし、そういうお話もしたわけですが、なか／＼それは西亮の實際としていろいろ／＼難点もあるぞ、こういうお話もあつたのです。現実の問題としてどの程度それがなされてゐるかといふことにつきましては、現在のところは、遺憾ながらまだあまり調査ができておりません。

○黒金委員 ただいまのお話で、下請とそれから完成品をつくり出す製造業者との間の話合ひにまかしておきますれば、今のような経済状態の苦しい間ですから、なか／＼それは簡単にいふことができないと思ひます。かりにまたもどしましたにしまして、これは利益として行くので、完全に下請会社の方は課税を受けぬといふ点で、よほど事態はかわつて来ると思ひます。従ひまして私どもとしては、むしろ徴税技術上からいへば非常にむずかしい、わづかしいことではありましようけれども、せつかくできました輸出振興の恩恵を、ほんとうに輸出品の部分品までつくつておるといふことがはつきりしておりますやうな下請業者にまで何とか及ぼし得るやうに、せめてそれぐらいはこの次の国会までに十分にお考え願ひたいことを前提にして、この問題はこれだけ一つ取出しまして、この業者だけはとにかく技術的に簡単だからといふようなことでは、ちよつとふに落ちないと思ひますけれども、御当局なりあるいは皆さんのお考えが全体に及び得るやうにということとをひとつお考えになりまして、今後善処していただきたいというように希望するわけですが。

○逓邊政府委員 参議院のいろいろな御議論の経過を多少ごひろう申し上げますと、一つの面としては、やはりそういうような扱いをすることが、輸出振興の上にはほんとうに値打があるといふことを考える必要があるのじやないか、これが一つ。それからやはり何と申しましては徴税上の問題もございまして、それを全然無視して無理な行政を下にしまして、結局納税者としてもそれを十分に利用し切れない、こういうやうな問題も出て来るのじやないだらうか、そこでその両者が大体可能だといふ面は、一応染色加工とか、そういう面であるのじやないだらうか、その余のものにつきましては、これはわれ／＼の方は技術的に見ますと、ちよつとむずかしい面が多いように思ひますが、しかしこの方はまだ可能じやないか、さうおつしやられれば、この面なら大体可能だらう。参議院のいろいろ／＼な御話は、これはこれでとにかくやつて、あとはさらに検討してみたらどうだろう、こういう御意見でございますまして、われ／＼逓産省といふいろいろ話合つておりますが、どうもその

他の分につきましては、これでもうあとはやらないのだといふことをきめてゐるわけでもございせんが、その余の分につきましては、かなりいろいろ／＼な困難があるのじやないだらうか、こういうふうな考へております。

○春日委員 逓邊局長にお伺いをいたしますが、これは鐵物關係のことだけの改正法律案になつておりますが、輸出振興のためといふことになりますると、この取扱ひの方式は、他の輸出品に全面的に及ぼして行かなければ、これは不公平のそしりを免れません。ことに陶磁器などというものは、二次加工、三次加工といふものが非常に多いわけでありまして、自生地を買つて續つて工場にまわすといふ場合に、續つて工場といふものは明らかに三次加工になつて、同様の取扱ひを受けなければならぬと思ひます。私はただ単に陶磁器のことをあげておるだけけれども、二次、三次の下請といふことについては、ほかの産業にも業種にも私は非常に多いと思ひます。それでこれとの関連性をどういふふうにお考えになつておるか、ちよつとお伺ひいたしませう。

○逓邊政府委員 参議院の方でいろいろ御議論になりましたその御議論を、ちよつとごひろう申し上げさせていただきたいのであります。今のお話の点につきましては実は大分御議論がありました。黒金委員に対する御答弁の機会にも申し上げたわけでありまして、結局現在の行き方は、とにかく輸出業者に製品を供給するその製造業者に恩恵が行くやうにできてゐるわけであることは、御承知の通りでございます。それに対して、それではどう

もうまく行かないから、やはりその分を一部、たとえば染色加工のような場合におきましては、加工業者の方に恩恵をわけ行くように、そのかわり織物業者にはその分の恩恵はいらぬ、こういうふうな考え方にすべきじゃないかというのがこの案でございますが、その場合に、それは織物だけに限定すべきか、さらに今のお話のように広く考へて行くべきか、こういう問題が出て来るわけでございます。そのときの一つの議論としては、織物の中にのみ切れると思つておりますが、いわゆる製造問屋と俗語で呼ばれるものがあります。自分でもつて糸を買つて来て、そうして織りを下請に出す、あるいはそのできたものを染色加工に出す、どうも織物問屋におきましては、その相手方が割合に小さなメーカーを中心にしてやつておる、そこでこういうような恩恵が、現在のところ一応青色申告を基礎にしておりますものだから、織物問屋の場合におきましては、ほかの大きな会社のように、大きな整理加工業者を相手にしておらぬから、こういうものには逆に、一律にやるとすると結局織物問屋は恩恵を得ない。同時に織物問屋の相手方の連中は、青色申告がなか／＼しにくいから恩恵を得ない、結局恩恵を消しちやうから、織物問屋は従来通り残しておいた方がいいのじゃないか、こういうような配慮もなされてゐるわけがあります。そこで今の陶器のような問題が具体的にどうなるか知りませんが、陶器がそれに当るかどうかわかりませんが、ほかの種類の中には、やはり一応加工段階は加工段階へ行くとしても、加工段階の方

昭和二十八年十二月十五日印刷

が小さな加工業者でありますとなかなか受け切れまい、そうしなければむしろ製造段階の方でもつて恩恵を受け得ることにしておいて、あとは両者の話し合いにまかした方がいいのじゃないだろうか。ただ整理加工のようなものになりますと、この整理加工の業者というのはなか／＼しつかりした業者であり、従つてこの業者にはこういう扱いをしたらどうだろう、こういう考え方がこの条文の裏に入つてゐるようには、御議論として伺つております。結局、それではなぜこの繊維の分だけをこういうふうに取り上げたかということになりますと、これは黒金さんに御答弁申し上げたわけでございますが、一応必要性和それから技術的な可能性、この両方から見て、まだこの分は値打がある、その余のものについては、さらに検討してみたらどうだろう、こういうふうな考え方で、参議院としてはこういう案をつくられたように思ひます。

○春日委員 ただお話を申し上げたいことは、愛知県並びに岐阜県等における陶磁器の給つて業者というものは、あたかも織物における染色業者の団体と同じように、巨大な一つの規模と組織を持つております。だから織物にこういう特例が考えられるならば、当然陶磁器、しかも陶磁器は輸出の大宗でありますから、これに対しても一視同仁の取扱ひがされなければ、これは片手落ちになる。従ひましてこの問題については、私はまだたくさん質問しなければならぬのでありますけれども、同僚委員がすでに屋の制限だということとで、非常に騒々しくてしようがないので、午後継続して質問することにしまして、一応これでとめておきます。

昭和二十八年十二月十六日発行

○千葉委員 一時半まで休憩いたしました。
午後零時三十一分休憩
午後二時一分開議
○千葉委員 休憩前に引き続き會議を開きます。
租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。
○浅香委員 ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案については、大体質疑も尽されたと思はれますので、この際質疑を打ち切り、討論に入られんことを望みます。
○千葉委員 ただいまの浅香君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○千葉委員 御異議ないようでありますから、租税特別措置法の一部を改正する法律案については、以上をもつて質疑を打ち切ります。
討論の通告がありますので、これを許します。春日君。
○春日委員 本租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、賛成をするのであります。しかしながら、この取扱ひを受けたいという要請はひとり織物業者のみならず、同様の要請が陶磁器業者からも行われておるところであります。すなわち、あたかもここに述べられておる染色、製織に、生地の買付並びにこれに対する上絵つけの第三次加工業者への発注等、仕事のある方がきわめて織物業の輸出品製造に関する仕事のやりぐあいと酷

似しておりますので、これと同じような取扱ひをひとつ陶磁器の輸出のためにもされたいということを強く要望されております。この問題は、いずれ陶磁器業者団体から意見を整理いたしまして、本委員会に後刻陳情、要請が行われると考へますので、その機会において、陶磁器に対しまして同様の特別措置を講ぜられることを強く要望し、さらにこのことを条件といたしましてこの改正法律案に対して賛成の意を表する次第であります。
○千葉委員 討論は結局いたしました。これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔総員起立〕
○千葉委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお報告書の作成及び提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。
ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○千葉委員 速記を初めて。閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。本委員会におきましては、前国会よりの継続審査案件として審査中の資金運用部資金法の一部を改正する法律案、米穀の完税代金に対する所得税の特例に関する法律案、昭和二十八年における冷害等による被害農業者及び被害農協同組合等に対する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、昭和二十八年における冷害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案の四法案につきましては、本会期中に審査を終了する見込

みが立ちませんので、これを閉会中審査事件として議長のもとに申し出たいと存じますが、この点御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○千葉委員 御異議ないようでありますから、さようとりはからいます。第十八回国会の終りにあたりまして委員長よりごあいさつを申し上げます。
今国会は会期わずか九日間という短期国会でありましたが、継続審査法案四件、新たに付託法案四件、その他保全経済会の問題、中小企業に対する年末金融の問題、年末徴税の問題等につきまして、連日熱心に御審議をいただきました、ひとえに委員諸君の御援助と御協力のためものと深く感謝をいたす次第であります。
これにて散会いたします。
午後二時四十三分散会
〔参照〕
租税特別措置法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局